～12月4日から10日は「人権週間」です～

知っていますか？ 人権擁護委員

人権擁護委員の役割

人権は、日本国憲法によって私たち、すべての国民に保障されており、何人も侵害することができない、幸せに生きていくための権利です。

また、人権侵害の根絶は世界共通の課題となっています。

人権擁護委員の仕事は

▼私たちの人権が侵されないように注意すること

▼人権が侵された人がいた場合には相談相手になって救済すること

▼人々に正しい人権の考え方を広めるなど自由人権思想の普及に努めることです。

養父市の人権擁護委員も、人権相談所の開設、街頭での普及啓発活動、地域での人権教室開催などに積極的に取り組んでいます。

養父市における人権相談所は、毎月第3金曜日に旧町別に開設しています。

また、人権擁護委員に直接お問い合わせいただいても構いません。まずはご相談ください。

人権擁護委員の選任がありました

任期満了に伴い、平成10年から22年（4期12年）にわたり人権擁護委員を務められた木下種子さん（八鹿町下小田）が退任され、法務大臣から感謝状が贈られました。

なお、木下さんの後任として、高岡けい子さん（八鹿町大森）が選任されました。

また、田渕喜久子さん（丹戸）、西村勝さん（八鹿町浅間）の2人が再任され、養父市の人権擁護委員は現在9人となります。

退　任

木下種子さん
（八鹿町下小田）

新　任

高岡けい子さん
（八鹿町大森）

「人権」一口メモ

★第62回人権週間

国際連合は、昭和23年（1948年）12月10日の第3回総会において、すべての人民と国民が達成すべき基本的人権についての宣言である「世界人権宣言」を採択しました。

そして、12月10日が「人権デー」と定められたことにより、法務省と全国人権擁護委員連合会では同日を最終日とする1週間を人権週間と定め、人権尊重思想の普及のための啓発活動を行っています。

また、同年には人権擁護委員令が発布され，この制度を恒久的なものとするため昭和24年5月31日に「人権擁護委員法」が制定されました。

★12月10日から16日は「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めることを目的として、毎年12月10日から16日までの1週間を「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。

この問題を早期に解決するためには、私たち一人ひとりが意識し、国際社会と連携することが重要です。

★全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等、女性をめぐる様々な人権問題について、人権擁護委員、法務局職員が電話相談を行います。

と　き／11月15日（月）～11月19日（金）午前8時30分～午後7時
　　11月20日（土）～11月21日（日）午前10時～午後5時

電話番号／「女性の人権ホットライン」（☎0570－070－810）

相談料／無料

【お問い合わせ先】 神戸地方法務局人権擁護課（☎078－392－1821・内線345）